

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、令和二年総務省告示第百八十号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定は、これを加える。

各 出 発

各 出 発

周波数の範囲 (注1)	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射電力 (注2)	備 考
[略]				
66GHzから 71GHzまで	関東総合通信 局管内	令和7年6月 30日まで	任意の1GHz幅にお ける等価等方輻射 電力が1000W以下	空中線電力は、 <u>5</u> W以下に限る。
[略]				
92GHzから 100GHzまで	北海道総合通 信局管内	令和4年6月 30日まで	0.1W以下	
	東北総合通信 局管内	令和4年6月 30日まで	0.1W以下	
	関東総合通信 局管内	令和7年6月 30日まで	任意の1GHz幅にお ける等価等方輻射 電力が1000W以下	空中線電力は、 <u>5</u> W以下に限る。 東京都（小笠原諸 島を除く。）、千 葉県及び神奈川県 の区域に限る。
	中国総合通信 局管内	令和4年6月 30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信 局管内	令和4年6月 30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信 局管内	令和4年6月 30日まで	0.1W以下	
152GHzから 164GHzまで	関東総合通信 局管内	令和7年6月 30日まで	任意の1GHz幅にお ける等価等方輻射 電力が1000W以下	空中線電力は、 <u>5</u> W以下に限る。
287.5GHzから 312.5GHzまで	関東総合通信 局管内	令和7年6月 30日まで	任意の1GHz幅にお ける等価等方輻射 電力が1000W以下	空中線電力は、 <u>5</u> W以下に限る。

周波数の範囲 (注1)	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射電力 (注2)	備 考
[同左]				
66GHzから 71GHzまで	関東総合通信 局管内	令和7年6月 30日まで	<u>1500W以下</u>	空中線電力は、 <u>1</u> W以下に限る。
[同左]				
92GHzから 94.4GHzまで	北海道総合通 信局管内	令和4年6月 30日まで	0.1W以下	
	東北総合通信 局管内	令和4年6月 30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信 局管内	令和4年6月 30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信 局管内	令和4年6月 30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信 局管内	令和4年6月 30日まで	0.1W以下	
	95GHzから 100GHzまで	東北総合通信 局管内	令和4年6月 30日まで	0.1W以下
中国総合通信 局管内		令和4年6月 30日まで	0.1W以下	
四国総合通信 局管内		令和4年6月 30日まで	0.1W以下	
九州総合通信 局管内		令和4年6月 30日まで	0.1W以下	
270GHzから 275GHzまで	信越総合通信 局管内	令和7年6月 30日まで	<u>1W以下</u>	

[(注1) ・ (注2) 略]

[(注1) ・ (注2) 同左]

備考 表中の [] の記載は下記による。

附 則

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行する。